

寄附行為作成例 一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">学校法人〇〇学園寄附行為</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 [略] (事務所) 第2条 この法人は、事務所を〇〇市〇〇丁目〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 [略]</p> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <u>〇〇〇幼稚園</u></p> <p>(附帯事業) <b>第5条</b> この法人は、本法人が行う教育<b>研究</b>事業に附帯する事業として、次に掲げる保育機能施設を設置する。 保育機能施設〇〇〇園</p>	<p style="text-align: center;">学校法人〇〇学園寄附行為</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 [略] (事務所) 第2条 この法人は、事務所を<u>〇〇県</u>〇〇市〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 [略] <u>(注) 幼保連携型認定こども園のみを設置する場合は、「～、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、～」などと記載すること。また、幼保連携型認定こども園と他の私立学校のいずれも設置する場合は、「～、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、～」などと記載すること。</u></p> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <u>(1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科</u> <u>(2) 〇〇高等学校 定時制課程 〇〇科</u> <u>(3) 〇〇高等学校 通信制課程 (広域) 〇〇科</u> <u>(4) 〇〇中学校</u> <u>(5) 〇〇小学校</u> <u>(6) 〇〇幼稚園</u> <u>(7) 認定こども園〇〇こども園</u> <u>(8) 〇〇専修学校 〇〇専門課程</u> <u>(9) 〇〇高等課程</u> <u>(10) 〇〇各種学校</u></p> <p>(附帯事業) <b>第4条の2</b> この法人は、本法人が行う教育事業に附帯する事業として、次に掲げる保育機能施設を設置する。 保育機能施設〇〇〇園</p>

現 行	改 正 後
<p>(収益事業)</p> <p><b>第6条</b> この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>(1) ○○○事業</p> <p>(2) ×××事業</p> <p>第3章 役員及び理事会</p> <p>(役員)</p> <p><b>第7条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>(理事の選任)</p> <p><b>第8条</b> 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) ○○○幼稚園長</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任)</p> <p><b>第9条</b> 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(親族関係者の制限)</p> <p><b>第10条</b> [略]</p> <p>2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）</p>	<p>(収益事業)</p> <p><b>第5条</b> この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>(1) ○○○事業</p> <p>(2) ×××事業</p> <p><u>2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。</u></p> <p><u>(注) 収益事業を行わない場合は、この条項は不要</u></p> <p>第3章 役員及び理事会</p> <p>(役員)</p> <p><b>第6条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(注) 租税特別措置法による非課税措置を受ける場合には、理事の定数は、6人以上とすること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事<u>総数の過半数の議決により</u>選任する。<u>理事長の職を解任するときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 理事（理事長を除く。）のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。</u></p> <p><u>(注) 常務理事を置かない場合は、この項は不要</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p><b>第7条</b> 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>○○学校長〔○○○幼稚園長、認定こども園○○○こども園長〕</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、<u>校長〔園長〕</u>又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任)</p> <p><b>第8条</b> 監事は、<u>理事会において選出した候補者のうちから</u>、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p><u>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p> <p>(親族関係者の制限)</p> <p><b>第9条</b> [略]</p> <p>2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）</p>

現 行	改 正 後
<p>及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員（園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることにはならない。</p> <p>3 [略] （役員任期）</p> <p><u>第11条</u> 役員（第8条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>（役員補充）</p> <p><u>第12条</u> 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>（役員解任及び退任）</p> <p><u>第13条</u> 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。<u>。</u></p> <p>(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。<u>。</u></p> <p>(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。<u>。</u></p> <p>(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。<u>。</u></p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p><u>(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。<u>。</u></u></p> <p>（役員報酬）</p> <p><u>第14条</u> 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p>	<p>及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員（<u>校長</u>〔園長〕及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることにはならない。</p> <p>3 [略] （役員任期）</p> <p><u>第10条</u> 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする<u>ことができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（<u>理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。</u>）を行う。</p> <p><u>（注）常務理事を置かない場合は、〔 〕内は不要</u></p> <p>（役員補充）</p> <p><u>第11条</u> 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>（役員解任及び退任）</p> <p><u>第12条</u> 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</p> <p>(3) 職務上の義務に著しく違反したとき</p> <p>(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p><u>(3) 死亡</u></p> <p><u>(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき</u></p> <p>（役員報酬）</p> <p><u>第13条</u> 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p><u>（注）役員に対して報酬等の支給を行わない場合には、例えば、「役員に対する報酬については、これを無報酬とする。」というような記載をすることで、役員報酬基準の作成を省略することが可能。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(理事長の職務)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(理事の代表権の制限)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(理事長職務の代理等)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(監事の職務)</p> <p><u>第18条</u> 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p><u>(3)</u> この法人の業務<u>又は</u>財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p><u>(4)</u> 第1号<u>又は</u>第2号の規定による監査の結果、この法人の業務<u>又は</u>財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを岩手県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p><u>(5)</u> 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p><u>(6)</u> この法人の業務<u>又は</u>財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p>(理事会)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(理事長の職務)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(理事の代表権の制限)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(理事長職務の代理等)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(監事の職務)</p> <p><u>第17条</u> 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p><u>(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p><u>(4)</u> この法人の業務<u>若しくは</u>財産の状況<u>又は</u>理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p><u>(5)</u> 第1号<u>から</u>第3号<u>までの</u>規定による監査の結果、この法人の業務<u>若しくは</u>財産<u>又は</u>理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを岩手県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p><u>(6)</u> 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>理事会及び</u>評議員会の招集を請求すること。</p> <p><u>(7)</u> この法人の業務<u>若しくは</u>財産の状況<u>又は</u>理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p><u>2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会及び評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p> <p>(理事会)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>

現 行	改 正 後
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
6 [略]	6 [略]
7 [略]	7 [略]
8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。 <u>この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</u>	8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。	9 <u>前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</u> 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
10 [略]	11 [略]
11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12 理事会の決議について、 <u>直接の</u> 利害関係を有する理事は、 <u>その議事の</u> 議決に加わることができない。	13 理事会の議事について <u>特別の</u> 利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
	<u>(業務決定の委任)</u> <u>第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。</u>
(議事録)	(議事録)
第20条 [略]	第20条 [略]
2 議事録には、出席した理事 <u>全員が</u> 署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。	2 議事録には、 <u>議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が</u> 署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
	3 <u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</u>
第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)	第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)
第21条 [略]	第21条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]

現 行	改 正 後
<p>8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。</p>	<p>8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。<u>ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p>
<p>9 [略]</p>	<p>9 [略]</p>
<p>10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>10 評議員会の議事は、<u>法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか</u>、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>11 [略]</p>	<p>11 [略]</p>
<p>(議事録) 第22条 第20条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>出席した理事全員</u>」とあるのは、「<u>議長及び出席した</u>評議員のうちから互選された評議員<u>2人以上</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(議事録) 第22条 第20条<u>第1項及び第2項</u>の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>理事のうちから互選された理事</u>」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。</p>
<p>(諮問事項)</p>	<p>(諮問事項)</p>
<p>第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を<u>聞かなければ</u>ならない。</p>	<p>第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を<u>聴かなければ</u>ならない。</p>
<p>(1) <u>予算</u>、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p>	<p>(1) <u>予算及び事業計画</u> (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p>
<p>(2) <u>事業計画</u></p>	<p>(3) <u>役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</u></p>
<p>(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p>	<p>(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p>
<p>(4) 寄附行為の変更</p>	<p>(5) 寄附行為の変更</p>
<p>(5) 合併</p>	<p>(6) 合併</p>
<p>(6) 目的たる事業の成功の不能による解散</p>	<p>(7) 目的たる事業の成功の不能による解散</p>
<p>(7) 収益事業に関する重要事項</p>	<p><u>〔(8) 収益事業に関する重要事項〕</u></p>
<p>(8) 寄附金品の募集に関する事項</p>	<p>(9) 寄附金品の募集に関する事項</p>
<p>(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>	<p>(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの <u>(注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</u></p>
<p>(評議員会の意見具申等)</p>	<p>(評議員会の意見具申等)</p>
<p>第24条 [略]</p>	<p>第24条 [略]</p>
<p>(評議員の選任)</p>	<p>(評議員の選任)</p>
<p>第25条 (1)～(3) [略]</p>	<p>第25条 (1)～(3) [略]</p>

現 行	改 正 後
<p>2 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(評議員の解任及び退任)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。<u>。</u></p> <p>(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。<u>。</u></p> <p>2 評議員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>第28条 <u>第14条</u>の規定は、評議員について準用する。</p> <p>第5章 資産及び会計</p> <p>(資産)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。</p>	<p>2 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員<u>総数</u>（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(注) 第1項の規定により在任する評議員の人数は、私立学校法第41条第2項の規定により理事の定数の二倍を超える必要がある。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする<u>ことができる</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(評議員の解任及び退任)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</p> <p>(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 評議員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p><u>(3) 死亡</u></p> <p>第28条 <u>第13条</u>の規定は、評議員について準用する。</p> <p>第5章 資産及び会計</p> <p>(資産)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産<u>〔及び収益事業用財産〕</u>とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>〔</u>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。<u>〕</u></p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産<u>〔又は収益事業用財産〕</u>に編入する。</p>

現 行	改 正 後
<p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。</p> <p>(積立金の保管)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>(会計)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</p> <p>(予算及び事業計画)</p> <p>第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p>(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)</p> <p>第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(決算及び実績の報告)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p> <p>(財産目録等の備付及び閲覧)</p> <p>第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。</p>	<p><u>(注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</u></p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。</p> <p>(積立金の保管)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>(会計)</p> <p>第34条 [略]</p> <p><u>〔 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。〕</u></p> <p><u>(注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</u></p> <p>(予算及び事業計画)</p> <p>第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p>(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)</p> <p>第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(決算及び実績の報告)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>〔 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕</u></p> <p><u>(注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</u></p> <p>(財産目録等の備付け及び閲覧)</p> <p>第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、<u>事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）</u>を作成しなければならない。</p>



現 行	改 正 後
<p>2 この法人は、前項の書類及び第18条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第39条 [略] (会計年度)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>第6章 解散及び合併 (解散)</p> <p>第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決 (3)～(5) [略]</p> <p>2 [略] (残余財産の帰属者)</p> <p>第42条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う<u>公益法人</u>に帰属する。</p> <p>(合併)</p> <p>第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て岩手県知事の認可を受けなければならない。 第7章 寄附行為の変更 (寄附行為の変更)</p> <p>第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、岩手県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会</p>	<p>2 この法人は、前項の書類、<u>監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)</u>を各事務所に備えて置き、<u>請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)</u>には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <u>(注) 単一の事務所である場合は、「各」の文言は除くこと。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。</u></p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第39条 [略] (会計年度)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>第6章 解散及び合併 (解散)</p> <p>第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決 (3)～(5) [略]</p> <p>2 [略] (残余財産の帰属者)</p> <p>第42条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う <u>公益社団法人若しくは公益財団法人</u> に帰属する。</p> <p>(合併)</p> <p>第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決を得て岩手県知事の認可を受けなければならない。 第7章 寄附行為の変更 (寄附行為の変更)</p> <p>第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決を得て、岩手県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会</p>

現 行	改 正 後
<p>において理事総数の3分の2以上の議決を得て、岩手県知事に届け出なければならない。</p> <p>第8章 補則 (書類及び帳簿の備付)</p> <p>第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為</p> <p>(2) 役員及び評議員の<b>名簿及び</b>履歴書</p> <p>(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類</p> <p>(4) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>(施行細則)</p> <p>第47条 [略]</p>	<p>において理事総数 <u>(現在数)</u> の3分の2以上の議決を得て、岩手県知事に届け出なければならない。</p> <p>第8章 補則 (書類及び帳簿の備付<u>け</u>)</p> <p>第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(1) 役員及び評議員の履歴書</p> <p>(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類</p> <p>(3) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>(施行細則)</p> <p>第47条 [略]</p> <p><u>※ このほか、役員の損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。</u></p> <p><u>(責任の免除)</u></p> <p><u>第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。</u></p> <p><u>(責任限定契約)</u></p> <p><u>第〇条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="145 169 228 197">附 則</p> <p data-bbox="98 247 212 276"><u>1</u> [略]</p> <p data-bbox="98 285 1108 352"><u>2</u> 第25条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児の父兄」と読み替える。</p>	<p data-bbox="1202 169 1285 197">附 則</p> <p data-bbox="1131 209 2136 239"><u>1</u> <u>この寄附行為は、岩手県知事の認可のあった日（令和〇年〇月〇日）から施行する。</u></p> <p data-bbox="1131 248 1245 277"><u>2</u> [略]</p> <p data-bbox="1131 287 2141 354"><u>3</u> 第25条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児<u>児童生徒</u>の父兄」と読み替える。</p>

摘要	改正理由等については、別紙に記載のとおり。
----	-----------------------